令和3年度

第3回第二農地部会定例会議事録

令和3年6月30日(水)

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和3年度 第3回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年6月30日(水)午後1時30分 会 場 ユートピアくびき希望館2階第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

 19番 上野 栄一
 5番 岸田 健
 1番 小山 一成

 9番 大滝 正秋
 10番 滝沢 記一
 17番 岩崎 欣一

 18番 長瀬 一成
 20番 竹原 よし子
 21番 望月 博

 22番 山本 誠信
 24番 笠原 浩一
 2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(19名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一

(浦川原区) 田鹿 敏行

(大島区) 髙橋 三登一、田邊 清一

(牧 区) 金井 薫、中川 正道

(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志

(大潟区) 細谷 正夫

(頸城区) 上井 康二、大島 伸一

(吉川区) 中嶋 琢郎、

(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

- (1) 農業委員…なし
- (2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 井部 慎一、(牧区) 米川 尚登、 (吉川区) 常山 哲夫の3名
- 3 職務のため出席
 - (1)事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一		
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸		
大島区駐在室	主 任	春谷 政男		
牧区駐在室	副主任	井田 義之		
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主 任	閏間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太		
三和区駐在室	班 長	中条 崇		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

18番 長瀬 一成 20番 竹原 よし子

- (2) 審議案件
 - ①安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第4号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

【1. 開会】 午後1時30分

柿崎区

それでは、これより令和3年度第3回第二農地部会定例会を開催いたします。

駐在室長

【2. 部会長あいさつ】

柿崎区

会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。

駐在室長

(上野部会長あいさつ)

柿崎区 駐在室長 それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事 進行をお願いいたします。

【3. 資格審查報告】

議長

事務局から資格審査報告をお願いします。

柿崎区 駐在室長 本日は、出席委員 12 名、欠席委員なしであり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 16 名、欠席推進委員 3 名です。

【4. 議事録署名委員の指名】

議長

次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 18番長瀬一成委員、20番竹原よし子委員を指名いたします。

【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】

議長

議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。

21 番望月博委員の発声でお願いします。

(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)

【6.議事】

議長

これより、議案等の審議に入ります。

≪安塚区駐在室の議案≫

議長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

す。

安塚区 駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が1件、借り手、貸し手共に1名です。利用権を設定する土地は、田1筆、1,093㎡で、再設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁番号2141番に掲載いたしましたので、ご覧ください。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。 議案書は3頁をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長名を もって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求め るものです。

1の権利の設定の内訳は、10年を超えるものが1件、借り手人数1名で、権利を 設定する土地は、地目が田5筆、7,479㎡、新規設定が1件です。

それでは、詳細についてご説明いたします。4頁をご覧ください。

番号 2105 番の 1 件で、人・農地プランに登載されている地域の認定農業者が、 農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。 議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

=

<議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議長

議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室 議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いた します。議案書は5頁をご覧ください。

今回は、実質化された人・農地プランの中心経営体の追加により変更するプランが1件です。6頁に地区の一覧表を掲載いたしました。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。

それでは、人・農地プランの変更、番号1番、安塚区石橋地区ついてご説明いたします。変更内容は、地区内の担い手である中心経営体に1法人を追加するものです。変更箇所については、別冊の個表に掲載されております、4中心経営体の内容にアンダーラインを引いてあります。区域内の農地面積20.0~クタール、近い将来の農地の受け手の状況は、中心経営体が7経営体おり、地区内の集積面積は4.3~クタール、担い手への集積率は21.5%となっています。今後、集落内の農業者を優先し、併せて集落外の認定農業者に集積を図ることとしています。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪浦川原区駐在室の議案≫

議長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が15件、借り手人数1名、貸し手人数15名です。利用権を設定する土地は、田9筆4,534㎡、畑13筆9,447㎡で、新規設定が15件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2 頁 2548 番から 4 頁 2562 番までの 15 件を掲載いたしました。 新規の利用権設定 15 件について説明いたします。

2 頁番号 2548 番から 4 頁 2562 番までの 15 件は、これまで特定農作業受委託により譲受人が耕作していたものですが、適正な農地台帳とするため利用権設定を行うものです。

なお、これら 15 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の 各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、 3頁、番号2963番は、滝沢委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、 滝沢委員は一時退席をお願いいたします。

(滝沢委員退席)

議長

それでは、3 頁、番号 2963 番の滝沢委員に関連する案件について、事務局の説明 を求めます。

大島区 駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、滝沢委員に関連する案件について説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が1件、借り手、貸し手共に1名で、利用権を設定する土地は、田24筆、27,782㎡で、新規設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁2963番に掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定1件について説明いたします。

番号 2963 番は、借人から蕎麦の作付け規模を拡大したい旨の申し出があったため、地域の担い手へ貸し付けるものです。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

質問等がないようですので、番号 2963 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、番号 2963 番は原案どおり決定することとし、上越市農用地利 用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(滝沢委員復席)

議長

続きまして、滝沢委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を 求めます。

大島区

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員関連以外の案

駐在室

件についてご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。

1の利用権設定の内容は、3年以内が7件、3年を超え6年以内が滝沢委員関連を除いて7件で、合計14件、借り手人数7名、貸し手人数14名です。

利用権を設定する土地は、田 63 筆 59,650 ㎡、再設定 14 件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3 頁、2963 番の滝沢委員関連を除いて、2 頁 2955 番から 4 頁 2969 番までの 14 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

なお、これら 14 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の 各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区 駐在室

牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。

説明の前に議案の差替をお願いいたします。

内容は、所有権移転の頁誤りにつき3頁に訂正し、以後の頁が変更となったため 先ほどお配りしました議案書に差替をお願いいたします。

お手数をおかけしまして大変申し訳ありません。

それでは、報告第1号「農地法第18条6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3308番から3313番までの6件です。 3308番、3309番の2件は、農地中間管理機構を介した転貸であり、3310番、

3311番の2件が農地集積円滑化団体である牧農林業振興公社を介し転貸されてい

たものです。3312 番及び3313 番の2件は、相対による賃貸借契約です。返還後の利用計画は、6件とも他者へ貸付です。

これらの案件は、同一の耕作者が亡くなったことに伴い、親族の意向により解約するものです。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が5件、6年を超え10年以内が1件で、合計7件です。借り手人数4名、貸し手人数7名です。

利用権を設定する土地は、田 22 筆、25,933 ㎡で、再設定 3 件、新規設定 4 件です。2 の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数は1件で、買い手、売り手共1名です。

所有権を移転する土地は、田 16 筆、6,014 ㎡、畑 13 筆、3,497 ㎡、合計 29 筆 9,511 ㎡です。

詳細については、3 頁、番号 3358 番から 6 頁 3357 番までの 8 件を掲載しました ので、ご覧ください。

初めに所有権移転の明細についてご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号3358番の1件です。

譲渡人は、所有農地の資産整理の観点から、近隣で経営を拡大している譲受人へ 売買により所有権移転するものです。

次に新規の利用権設定4件について説明いたします。

5 頁、整理番号 3352 番から 3355 番までの 4 件は、前段の報告第 1 号でご説明いたしました関連案件となります。前耕作者が亡くなったことに伴い、親族の意向により地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

これら8件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件 を満たしていると考えます。以上です。 議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧 区 駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。 議案書は7頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は、期間が5年を超え10年以内が1件で、借り手、貸し手共に1名です。権利を設定する土地は、田が13筆3,145㎡、新規設定1件です。2の権利の移転はありません。

この案件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から 農地を借り受けるものです。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

説明の前に配布しました別紙「農地法第3条調査書」の確認者の役職が農業委員 と記載されておりますが、農地利用最適化推進委員に訂正をお願いいたします。

お手数をおかけいたしまして大変申し訳ありません。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。

番号 3702 番は、譲渡人である父が経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、経営者である子に使用貸借権の再設定により申請地を貸し付けるものです。この案件については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 駐在室 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が3件、6年を超え10年以内が2件で、計5件、借り手人数4名、貸し手人数5名です。利用権を設定する土地は、地目が田6筆16,109㎡、再設定2件、新規設定3件です。

2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数は1件で、買い手、売り手共に1名です。

所有権を移転する土地は、地目が畑1筆300 m²です。

詳細については、3 頁 3880 番から 5 頁 3879 番までの 6 件を掲載しましたので、

ご覧ください。

まず、所有権移転1件について説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

番号 3880 番は、遠隔地に居住している譲渡人が資産整理のため近隣で耕作されている譲受人へ売買により所有権移転するものです。

次に新規の利用権設定3件について説明いたします。

議案書4頁3875番、5頁3878番、3879番の3件は、これまで相対での利用権設定をされていましたが、更新手続きが遅れたことから、新たに利用権を設定するものです。

なお、これら6件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 駐在室 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。 議案書は6頁をご覧ください。

1 の権利の設定は、期間は 10 年を超えるものが 2 件、借り手人数 2 名です。権利を設定する土地は、地目が田 12 筆 15, 956 ㎡です。

2の権利の移転はありません。

詳細については、7頁3715番、3716番に掲載しましたので、ご覧ください。 この2件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から 農地を借り受けるものです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議長

<議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 駐在室

議案第4号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」説明いたします。議案書は8頁をご覧ください。

今回の実質化された人・農地プラン1件は、地区内の担い手である中心経営体の 追加により変更するプランの意見照会となっております。

9 頁に地区の一覧表を掲載いたしました。

また、本日配布しました別冊の個表も併せてご覧ください。

それでは、実質化された人・農地プランの変更、番号1番、柿崎区上下浜地区について説明いたします。変更内容は、地区内の担い手である中心経営体1名を追加するものです。変更箇所については、別冊の個表に掲載されております「中心経営体の氏名等」の内容にアンダーラインを引いてあります。区域内の農地面積4.1ha、近い将来の農地の受け手の状況は、中心経営体が4経営体おり、地区内の集積面積は2.4~クタール、担い手への集積率は58.5%となっています。今後の農地利用は、当面は現状維持が可能としており、離農などにより農地の貸付希望者がいる場合には、中心経営体へ集約することとしています。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大潟区駐在室の議案≫

議長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

< 報告第1号 農地法第第5条第1項第7号の規定による農地転用届書の受理について>

議長

報告第1号「農地法第第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区

大潟区駐在室です。宜しくお願いいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第第5条第1項第7号の規定による農地転用届書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。議案番号4633番の1件です。

大潟区九戸浜地内の登記簿地目「畑」、面積 618 ㎡を駐車場として利用するため 売買するものです。位置図は2頁をご覧ください。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件について承認します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、5 頁、番号 4649 番は、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により笠原委員の一時退席をお願いいたします。

(笠原委員退席)

議長

それでは、5 頁、番号 4649 番の笠原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室

議案1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員に関連する案件 について説明いたします。議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間6年を超え10年以内が1件、借り手、貸し手共に 1名です。利用権を設定する土地は、田が2筆、4,006㎡で、再設定です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、5 頁、議案番号 4649 番に掲載いたしましたので、ご覧ください。 なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満 たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

質問等がないようですので、番号 4649 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、番号 4649 番は原案どおり決定することとし、上越市農用地利 用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(笠原委員復席)

議長

続きまして、笠原委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を 求めます。

大潟区 駐在室 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員関連以外の案件についてご説明いたします。議案書は3頁をご覧ください。

1 の権利の設定の内訳は、3 年を超え6 年以内が1 件、6 年を超え10 年以内が笠原委員関連を除いて7 件で、合計8 件、借り手人数4 名、貸し手人数8 名です。

利用権を設定する土地は田が15筆、29,838㎡で、再設定8件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、5 頁、議案番号 4649 番の笠原委員関連を除いて、4 頁、議案番号 4648 番から 6 頁、議案番号 4656 番までの 8 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

なお、これら8件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

< 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号5302番の1件です。

届出農地は、頸城区松橋字砂原地内の登記簿地目「畑」1 筆 310 ㎡で、手狭となっている駐車場敷地を拡張するため、売買するものです。位置図は2頁をご覧ください。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区

議案第1号「農地法第4第1項許可申請について」説明いたします。

駐在室

議案書は3頁をご覧ください。番号5301番の1件です。

申請地は、頸城区上増田地内の農地に「農業用施設」を新築するものです。

4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、同地区の農事組合法人であり、既存の農業用施設の処理能力では、これ以上の面積拡大に対応できず、今後の面積拡大による農業経営規模拡大へ対応するため、農業用施設を新設するものです。 申請農地は、農振農用地でありますが、6月18日付けで「農業施設用地」に用途変更されており、許可は可能となります。

工期は、許可日から令和3年11月30日までです。

転用に当たり、生活雑排水は集落排水へ接続し、雨水は西側の用水路及び南側道路側溝へ放流することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区 駐在室 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。番号5303番から5306番までの4件です。

番号 5303 番は、頸城区鵜ノ木地内の農地を「車庫兼納屋」として利用するものです。7 頁に位置図、8 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。申請者は、自宅敷地内にある老朽化した車庫兼納屋の取り壊しに当たり、現在収納している車両及び農機具や肥料などを収納するため、母親所有の土地に使用貸借権を設定し、車庫兼納屋を新築するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

工期は、許可日から令和3年12月31日までです。

転用に当たり、雨水排水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れ はなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断 いたしました。

番号 5304 番は、頸城区天ケ崎地内の農地を「駐車場」として利用するものです。 9 頁に位置図、10 頁に十地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

申請者は、頸城区内で建設業を営んでおり、事業拡大に伴う駐車場の不足を解消するため、近隣の農地を駐車場として取得するものです。

申請農地は、10~クタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1

種農地となりますが、事業計画は「駐車場」であり、許可基準の「住宅その他申請 に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集 落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

工期は令和3年7月1日から令和3年7月31日までです。

転用にあたり、雨水排水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れ はなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断 いたしました。

番号 5305 番及び番号 5306 番は、頸城区百間町地内の農地を「駐車場」として利 用するものです。11 頁に位置図、12 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧 ください。

申請者は、頸城区内で土木建設機械の修理や販売、リース業等を営んでおり、こ れら建設機械の保守点検を本社敷地の修理工場で行っていますが、順番待ちの建設 機械は区内に点在する資材置場等で待機しています。このため、既存駐車場を本社 周辺に集積し、効率的に運用するため、本社に隣接する農地を駐車場として取得す るものです。

申請農地は、10~クタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1 種農地となりますが、事業計画は「駐車場」であり、許可基準の「住宅その他申請 に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集 落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま 議長 す。

(「ありません」の声あり)

議長 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま 議長 す。

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 駐在室 議案書は13頁をご覧ください。

> 1の利用権の内訳は、6年を超え10年以内が5件で、借り手人数1名、貸し手人 数5名です。利用権を設定する土地は、田15筆、36,145 m²で、再設定5件です。

> > -18-

頸城区

2の利用権移転、3の所有権移転はございません。

詳細については、14 頁 5364 番から 5368 番までの 5 件を掲載しましたので、ご覧ください。

なお、これら 5 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の 各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区 駐在室 議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。 議案書は15頁をご覧ください。

1の権利の設定は、10年を超えるものが2件、借り手、貸し手共に1名です。権利を設定する土地は、田21筆30,773.50㎡、新規2件です。

2の権利の移転はありません。

詳細については、16 頁 5312 番及び 5313 番に掲載しましたので、ご覧ください。 この 2 件は、全て人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から 農地を借り受けるものです。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

>>

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局 の説明を求めます。

吉川区 駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号6235番の1件です。

この案件につきましては、先月開催されました「第2回第二農地部会定例会」に おいて、報告いたしました関連案件となります。隣接集落の農事組合法人同士が農 地集積のため互いの耕地を交換するものです。解約届出書の提出が遅れましたこと から、今月の定例会において、報告案件とさせていただくこととなりました。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明する前に、大変申し訳ありませんが、議案書の修正をお願いいたします。

議案書表紙の修正となります。表紙には「農地法第3条の規定による許可申請について」と記載しておりますが、議案本文と整合しておりませんので、議案書表紙の記載から「の規定による」を削除して「農地法第3条許可申請について」としていただくよう修正をお願いします。大変申し訳ありません。

それでは、改めまして、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号6201番の1件です。

譲渡人は経営者である子に使用貸借権を設定して、経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、再設定するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、借り手、貸し手共に1名で、利用権を 設定する土地は、田が3筆2,428㎡で、新規設定1件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、4頁6378番に掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定1件についてご説明いたします。

6378番は、前段の報告第1号でご報告いたしました関連案件となります。

利用権設定申出書の提出が遅れましたことから、今月の定例会において、提案するものです。隣接集落の農事組合法人同士が農地集積のため互いの耕地を交換することから、新たに利用権を設定するものです。

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を原案どおり決定することに賛成の方は挙 手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。 議案書は5頁をご覧ください。

1 権利の設定の内訳は、期間 5 年以上 10 年以内が 1 件、10 年を超えるものが 1 件で、合計 2 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 1 名です。

権利を設定する土地は、田 15 筆、17,691 m²、新規設定 2 件です。

2の権利の移転はありません。

詳細は6頁6216番及び7頁6217番に掲載しましたので、ご覧ください。

いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地 を借り受けるものです。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農用地利用集積計画変更について>

議長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明

を求めます。

三和区駐在室

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。8622番から8627番までの6件です。

いずれも同一借受人の案件で、全て小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区 駐在室 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が3件、借り手人数2名、貸し手人数3名です。

利用権を設定する土地は、田が4 筆13,247 ㎡、再設定1件、新規設定が2件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁8661番から8663番までの3件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定2件について説明いたします。

3 頁 8661 番、8662 番の 2 件は、いずれも相手方からの要望や地域の担い手への 集約を理由として、新たに賃貸借契約を結ぶものです。

なお、これら3件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区 駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。 議案書は4頁をご覧ください。

1の権利の設定の内訳は、借り手、貸し手共に1名です。権利を設定する土地は、田が1筆549 ㎡、新規設定1件です。

詳細については、5頁8611番に掲載しましたので、ご覧ください。

この案件は、人・農地プランに搭載された担い手の方が、農地中間管理機構から 農地を借り受けるものです。以上です

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。 他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

議長

何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、 ご苦労様でした。

【7. その他】

枯崎区

上野部会長、ありがとうございました。

駐在室長

次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区	閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。		
駐在室長			
	(岸田職務代理あいさつ)		
	【9. 閉会】		
柿崎区	以上をもちまして、令和3年度第3回第二農地部会定例会を閉会いたします。		
駐在室長	皆様、お疲れ様でした。		
	午後2時30分終了		

上越市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議	長	印
署名	委員	即_
署名	委員	卸